

ベトナム高等教育における博士学位授与制度の動態に関する一考察

—大学における自律性の拡大過程として—

関口 洋平

はじめに

近年、大学に関して一義的に定義をおこなうことは、類似の機能を有する他の高等教育機関や中等後教育機関、そして研究機関が並存することに加え、大学自体の組織と役割が高等教育の大衆化の進展と社会のさまざまな要求に応じて多様化することにより、ますます困難になりつつある。そうしたなかでも大学の機能・目的に関して理念型を挙げるとすれば、学位の授与を根幹に据えつつ、「教育」、「研究」、および「地域社会への貢献」になるだろう。そして、国ごとの程度に相違はあるものの、とりわけ大学の自律性はこれらの目的を果たすための基盤として重要視されており（吉川、2010年、4頁）、そうした大学の自律性をめぐる国家と大学間の権限配分構造は、各国で進行している高等教育改革の焦点の1つとなっている⁽¹⁾。

このような高等教育の改革は、従来の体制では大学が先に挙げた機能のすべてを必ずしも備えていなかった旧社会主義圏の国ぐにでも、すでに生じてきている。そうした国家として体制移行以前のソビエト社会主義共和国連邦（以下、旧ソ連）を例とすれば、旧ソ連では、国家による大学の厳密な管理と「教育と研究の分離の原則」のもと、大学の機能は主として教育に限定されており、学位授与についても、とりわけ博士学位取得のルートは大学と研究所（アカデミー）の双方に開かれていたし、その最終的な授与権は国家（ソ連高等・中等専門職省当時）に属していたのである（川野辺、1978年、226-245頁）。ところが、1990年を境として国家体制が転換するに伴い、国家と大学の関係性は変容してきており、なかでも大学の自律性の拡大とともに学位授与に関する権限の所在にも変化がみられるようになってきている。また、それと同時に、大学における研究の重要性が高まるにつれて教育と研究が分離していた従来の体制が見直され、大学院教育の充実と学位制度の整備が急速に進められつつある。

それでは、従来旧ソ連と同様の国家体制を有するとともに、それときわめて類似した高等教育システムを築いていたベトナムでは、市場経済の導入により国家体制が変動するなかで大学はどのようなものとして位置づけられ、また、学位授与権をめぐる、国家と大学の関係はどのように変化しつつあるのだろうか。本稿では、こうした問題意識のもと、従来の国家体制からの転換を進めつつあるベトナムに着目し、体制移行に伴う大学院教育の変容と博士学位授与制度の動態を、大学の自律性の拡大過程として位置づけながら明らかにすることを目的とする。本稿でベトナムに主たる焦点を当てる理由は、後の議論でも言及するように、学位授与の過程において国家が強力に関与する体制を築いていた状態から、体制移行に伴って大学の自律性が

高まるなかで、学位授与権の所在に変化がみられるようになってきていると予想されること、および、政府所管のもとで相対的に高い研究上の自主権を有するとされる「国家大学 (Dai Hoc Quoc Gia)」という他国にはみられない特異な大学類型を擁していることから、学位授与権をめぐる国家と大学の関係を考察するうえでベトナムは格好の事例として捉えられるからである。

ベトナム高等教育における博士学位のあり方や大学院教育制度について取り上げた先行研究は、国際的にもきわめて少ない状況にある。そのうち主要な研究としては、ベトナムの大学における研究の機能に焦点を当てた Harman & Le (2010) が存在するほか、日本語で利用可能なものでは、一定程度の体系的な研究としてグエン&スローパー (1998年) が存在する程度であった。しかしいずれも、近年の学位制度を含む大学院教育制度改革の状況については分析をおこなっておらず、この点でベトナム高等教育の学位授与制度を十分に明らかにしているとは言いがたい。こうした状況から、本稿の意義としてはまず第1に、わが国においてこれまでほとんど明らかにされてこなかったベトナム高等教育における学位授与制度を、大学院教育制度との関連から初めて解明することにある。また第2に、体制移行国であるベトナムに焦点を当てることで、学位授与権は大学に固有の権限であるか、あるいはそのようなものとして収斂するのか、ということについて知見を得られることである。

以上を踏まえて本稿では、まず、体制移行以前から現在に至るまでのベトナムにおける学位制度について、大学院教育制度と研究体制を理解することを基礎として、その歴史的展開を整理する (第1節)。それから、近年の政策・法規を手がかりに学位制度の変化を分析するとともに、高度な自律性を有するとされる国家大学の学位授与のあり方を検討する (第2節、第3節)。そして最後に、以上を踏まえて考察をおこない、ベトナムにおける学位授与制度の動態を明らかにする (第4節)。なお語句について付言すると、本稿で「学位」とは、大学院に相当する段階で授与される博士学位のことを指すこととする。また、ベトナムにおける「研究生 (nghien cuu sinh)」とは、わが国における博士後期課程に在籍する大学院生に相当する。

1. 学位をめぐる大学院教育と研究体制

1-1. ドイモイ政策以前の様相—1976年体制の確立—

それではまず、体制移行以前の学位授与制度のありようについて、大学院教育と研究体制に焦点を当てつつ、歴史的展開を整理することからはじめよう。

1945年にベトナムがフランスから独立して以降、1986年のドイモイ政策が打ち出されるに至るまで、学位と結びつくベトナムの大学院教育制度は、南北統一を果たした1976年を境として大きく2つの時期に区分される。まず1975年以前については、ベトナムには「標準的形式」の大学院 (Tren Dai Hoc : 高大学) 教育制度は存在していなかった。つまりこの時期は、学士課程を修了した学生は、「研究生」としてより高次の学位であるフォティエンシ (pho tien si : 副進士) やティエンシ (tien si : 進士) を取得するため、旧ソ連をはじめとした東欧諸国を含む旧社会主義国家圏に留学することが求められた (グエン&スローパー、1998年、128-130頁)。

そうしたなかベトナム国内に大学院教育制度を整備するために、1976年には、政府首相により第224号決定「国内における大学院教育に関する決定」(以下、第224号決定) が打ち出され、

一部の大学と後述する科学研究院に大学院教育課程を設置することが定められた。第 224 号決定のなかには、大学院教育課程を設置できる具体的な機関名に関する規定は存在していないが、この決定を通じてベトナムでも大学院教育が実施されるようになるとともに、学位が研究生に与えられるように規定されたのである（Chinh phu, 1976）。

ここでは後の議論との関係から、第 224 号決定の特徴として次の 2 点を指摘しておきたい。まず 1 点目は、大学院教育課程を設置できるのは大学に限定されておらず、科学研究院も含まれている点である。このことは、学位取得のルートが大学だけではなく、科学研究院にも開かれたことを示している。そして 2 点目は、研究生が学位を取得するにあたって、当該論文の主題の決定には政府直属の委員会が指導をおこなうとともに、論文審査の過程では首相が指名する試験委員会が関与することである。学位授与権の所在に関する明確な規定はないものの、第 224 号決定を通じて学位授与における国家の強力な関与体制が築かれたといえる。

このようにベトナムの大学にも大学院教育課程を設置することが規定されたが、実態としては十分な大学院教育の発展は生じておらず、旧ソ連への留学をはじめ「1990 年まで、ベトナム人の大学院教育は、主に東欧諸国でおこなわれた」といわれている（グエン&スローパー、1998 年、130 頁）。このことの原因の 1 つとして、旧ソ連にも共通した高等教育における「教育と研究の分離」体制の影響を挙げることができる。ベトナムでは、1967 年に国立研究所・研究センター（アカデミー）のシステムが確立して以降、1980 年代の終わりまでは、科学研究は主として科学研究院のネットワークで集中的におこなわれており、研究のための資金は大学に比べて潤沢であった（グエン&スローパー、1998 年、145-146 頁）。つまり、大学は主として教育をおこなう機関として想定されており、このことが研究を必要とする大学院教育課程の未発達な状況に対し一定の影響を及ぼしていたと推察される。

こうした「教育と研究の分離」体制は、まずは独立後一貫して社会主義体制下にあった北部ベトナムで進められた。そして、1980 年には南部ベトナムにおいても同様の体制改革を実施するため、第 319 号決定「大学および研究院に対する大学院の幹部訓練任務の委譲に関する決定」が公布されている。この決定により、大学院段階で大学幹部（大学教員）の養成をおこなう任務が南部ベトナムに存在した有力な総合大学（ホーチミン市総合大学、カントー大学）および単科大学（ホーチミン市工科大学）、ならびに科学研究院（建築技術科学院、水産研究院）に与えられるとともに、これらの機関は専門分野ごとに異なる中央省庁の所管とされ、ベトナムの国家体制に適合した大学院教育制度の整備が図られることとなった（Chinh phu, 1980）。

このように、1976 年の第 224 号決定を踏まえ、1980 年以降、学位授与過程における国家的関与のもとで、大学と科学研究院による大学院教育制度がベトナム全体に整えられたといえる。

1-2. ドイモイ政策以後の様相—1976 年体制との連続性—

1986 年にドイモイ政策が策定されると、国家の「現代化」と「工業化」が図られるなか、科学技術はよりいっそう重要視されるようになってきており、それに伴い 1976 年以降の大学院教育制度および研究体制にも再検討が加えられるようになってきている。このうち大学院教育制度については例えば、1992 年に教育訓練省は、既存の大学院教育制度の改革を目指して、修士号をタクシ（碩士：以下、修士）、博士号については従来と変わらずティエンシ（進士：以下、

博士)と呼ぶこととし、フォティエンシの学位を廃止する提案をおこなった(グエン&スローパー、1998年、133頁)。そして、この提案に基づいて修士と博士の二段階からなる大学院教育制度が築かれた。また、大学での研究体制の改革として同年には、有力な大学を教育および研究の「卓越した拠点」にすることで大学と研究活動のつながりを強化することを目指すため、閣僚評議会は第324号決定「科学研究と技術開発組織のネットワーク再編成に関する決定」を公布した(Chu tinh Hoi dong Bo trung, 1992)。こうした改革の結果の1つとして誕生したのが、後述するハノイ国家大学(1993年設立)とホーチミン市国家大学(1995年設立)である。

しかし、ここで注意しておきたいことは、大学と研究機関間の連結が目指されているものの、全体としてみれば、両者はそれぞれ別の体系として現在でも維持されているということである。つまり、「教育と研究の分離」を解消することを目指しているとはいえ、実際に大学は教育をおこなう機関として捉えられるのである。このことを2005年の状況から確認すると、研究開発をおこなう科学研究院あるいは研究機関・組織はベトナムに1,320あるとされるが、このうち大学の内部に存在する組織は147であり、全体のおよそ11%を占めるに過ぎない。一方、研究を主としておこなう機関である科学研究院は、その所管関係により大きく、①内閣に直属し複数の研究院から構成される研究機構としてのアカデミー(自然科学・技術および社会科学)と②多数中央省庁によって所管される複数の科学研究院に分けられるが、このうち後者については484の研究組織を有しており、全体の36.7%を占めている(Tran & Nguyen, 2008, p. 8)。

このように研究体制についてドイモイ政策前後の連続性が確認されることと関連して、学位授与体制にも連続性が看取される。つまり、現在でも科学研究院には学位取得につながる教育課程が設置されているのである。具体的に、教育訓練省に所管される代表的な科学研究院であるベトナム教育科学院の事例から確認すると、教育科学院は、1978年に大学院教育課程が設置されて以来一貫して大学院教育を実施してきている。2011年現在では、教育科学院は「教育管理」、「心理学」、「教育学」そして「教学の理論と方法」の教育分野における4つの専攻で修士・博士両段階での訓練課程を提供しており、このうち博士課程に在籍する研究生数は157人へのぼる(Phan & Nguyen, 2011, pp.119-120)。なお、このような中央省庁所管の科学研究院に加えて、内閣直属のアカデミーにも大学院教育課程は設置されている(Harman & Le, 2010, p.89)。

以上から、大学と研究機関全体を眺めた場合、現在も一貫して「教育と研究の分離」体制と研究機関における学位取得制度が維持されているといえる。ただし、ドイモイ体制下では高等教育が急速な拡大を遂げるなか、大学院教育にも発展が確認される。高等教育の拡大状況について機関数と学生数に着目すると、例えば1986年では高等教育機関数が95、総就学生数が126,195人であったものが、2005年には機関数で255、総就学生数では1,387,107人にまで増加している⁽²⁾。こうしたなかで、ハノイ国家大学をはじめとして、大学院教育は有力な重点大学によって担われるようになってきている。具体的には、2005年現在で修士課程段階には34,831人、博士課程段階には4,805人の大学院生が在籍しているが、このうちハノイ国家大学およびホーチミン市国家大学に就学する大学院生数は、修士課程で7,456人(21.4%)、博士課程で678人(14.1%)を占めるに至っているのである(The World Bank, 2008, pp.37-38)。

次節では、学位授与に至る大学院教育課程は研究と密接に結びつくため、「大学条例(Dieu le trung dai hoc)」と「高等教育法(Luat giao duc dai hoc)」を手がかりに、まずは大学の自主

権として規定された研究活動に焦点を当てて、その位置づけの変化を検討する。これを踏まえ、大学院教育制度の具体的な検討をおこない、学位授与に関連する権限の所在を明らかにする。

2. 大学の自律性拡大と学位授与をめぐる権限の所在

2-1. 法規にみる研究の位置づけの変化—国家から大学へ—

すでに述べたように、ベトナムではドイモイ体制下で生じた高等教育の量的拡大を受け、21世紀に入ると大学の管理運営改革をはじめとして高等教育の質的向上が目指されるようになってきている。こうした潮流のもと、大学の権限や管理運営体制を規定した最重要かつ初の基本的法令として、2003年に「大学条例（以下、旧大学条例）」が公布された（Chinh phu, 2003）。この条例は、大学の自律性の拡大を求める声と相俟って新たな「大学条例（以下、新大学条例）」として2010年に改定された（Chinh phu, 2010）。さらに、2012年には「新大学条例」の規定をかなりの程度踏まえた「高等教育法」が公布され、高等教育に関する包括的な法規として2013年より効力を発揮するとされている（Nguyen, 2012, p.74）。これらの法規はいずれも、大学の自主権として、大学の規模・発展計画の作成、教育・科学技術活動、財政管理、国際協力、大学組織および人事の管理の6項目を付与すると規定している。以下では、新大学条例と高等教育法を一体的に扱いつつ、大学の自主権のうち科学技術活動に関する規定について分析する。

まず、旧大学条例では大学の「科学技術活動の内容」として、「基礎的研究をおこない、国家にとって優先的・重点的な科学技術の任務を実現するとともに、教育に関する科学研究をおこなう」ことや、「国家の政策のための答申をおこなう」ことが規定された（傍点筆者、第19条）。こうした規定から、大学にも研究が求められるようになったとはいえ、それはあくまで「国家にとって優先的・重点的」であることが前提条件として規定されていたといえる。

その一方で、新大学条例では大学の「科学技術活動の内容」として、「基礎的研究、社会人文科学研究、教育科学研究、科学技術研究」や「学生に対する科学技術活動の組織」といった研究内容の類別区分がなされるとともに（第17条）、新たに加えられた条項である「科学技術活動の目標と任務」のなかで、「科学技術活動をおこなう理由は、新たな知を創造し、技術を開発するだけでなく、それを通じて大学教員、研究員および学生の研究能力を向上させるとともに、教育の質を高めることにある」と規定された（傍点筆者、第16条）。このことから、新大学条例では、教育と研究は相互に役立ちうるものとして捉えられ、教育と研究の統合が規定のレベルで目指されていることが読み取れる。また、高等教育法では、新大学条例の規定を踏襲しつつ、教育と研究の統合という姿勢がよりいっそう強調されており、それは「科学技術活動の目標」が「高等教育の質を向上させる」という条文から始まることに表れている（第39条）。

これらの法規の象徴的な変化として、次のことが指摘できよう。すなわち、旧大学条例の公布以降、より明示的に大学の自主権として規定されるようになった研究は、主として国家のために大学が遂行するものから大学自身のため、ないし大学における教育の質的向上のために主体的におこなわれるべきものとして、その志向性が大きく転換していることである。ただし、高等教育法でも、研究は「社会経済に貢献し、国防と国家の安寧を保障する」ものとして規定されているため（第39条）、大学は国家的要請を無視できるわけではないと推察される。

なお、科学技術活動以外で、新大学条例で新たに大学の権限として規定し直された権限についてみると、大学による学長の任命権やカリキュラムの編成権に関わる自主権などがあり、これらは大学の運営のなかでもとりわけ学術に関連したものとなっている。

以上明らかにしたように、主として国家のための研究から大学自身のものへとその志向性の転換が制度上確認されつつあるなかで、1976年以降強い国家的統制下にあった学位授与制度にはいかなる変化が観察されるだろうか。次項では、大学院教育制度に関する規則を検討する。

2-2. 博士課程訓練規則と学位授与権の所在

ベトナムにおける大学院教育制度は、教育に関するベトナム初の体系的法規である1998年「教育法」の公布を受けて、2000年の教育訓練省による第45号決定「大学院訓練規則 (Quy che dao tao sau dai hoc)」として初めて規定された (Bo giao duc va dao tao, 2000)。この規則は修士課程と博士課程の両方の大学院教育制度に関して規定しているが、このうち博士課程に関する大学院教育制度については、2009年の教育訓練省による第10号通達「博士課程訓練規則 (Quy che dao tao trinh do tien sy)」により、大幅な変更のもとで改めて規定されている (Bo giao duc va dao tao, 2009)。両規則とも、国家大学を除く従来型の大学と科学研究院をその対象としているが、ここでの議論の焦点は従来型の大学に限定する。

これらの規則に基づき、以下では、学位授与をめぐる権限の所在を検討するうえで特に重要と思われる項目として①教育課程の設置認可、②学生募集、③指導教官・論文の主題等の決定、④博士論文の評価と審査、⑤博士学位授与の5つに焦点を当て、それぞれ規定の内容を比較した。その結果をまとめたものが表1である。なおここで、基本的な大学院教育組織について付言しておく、「科」とはわが国の学部・研究科に、「部門」とは下部単位としての講座に相当する組織である。研究生は主としてこの部門に所属し、3年間の研究生活を送るなかで学位を取得するために博士論文 (Luan an tien si) を執筆する。

表1から、大学院教育制度、とりわけ学位授与に関わる過程全体の変容を概括すると、国家と大学の間で権限の下方委譲が生じており、これは既に明らかにした研究の位置づけの変化に呼応するように、国家の統制がより強いものから、主体的に大学がおこなうものへと学位授与に関する制度が大きく転換したといえる。このことは具体的には、次の3点の変化から裏付けることができるだろう。まず1点目は、「研究生の承認」にあたっての権限が教育訓練大臣から大学の学長へと委譲されたことである。研究生は所属する部門において研究をおこなうことと規定されるように (「大学院訓練規則」(2000年)、第15条)、従来は国家が研究に対し強い統制をおこなっていたこととの関連で、研究生に対しても国家が一定の関与をおこなっていたといえる。つまり、こうした研究生の承認に関する権限の大学への委譲は、大学条例および高等教育法の分析で明らかにしたように、国家のためになすべき研究から、大学自身の質的向上のためにおこなうべきものへとという研究の位置づけの変化とも連動しているといつてよい。

2点目は、それぞれの規則において博士論文の審査過程は2段階からなるものとして規定されるが、それが「部門級」および「国家級」の審査方式から、「組織級」(部門級に相当)および「機関級」の審査方式へと変化したことである。つまり、博士論文の審査において研究生が所属する訓練機関の部門において論文評価委員会による博士論文の審査を通過した後、教育訓

練省によって組織される国家級論文審査委員会の審査を経る必要があるとされた制度から、部門における審査の後、大学レベルで論文審査を受ける制度へと変化したことにより、研究生が所属する訓練機関だけで博士論文の審査がおこなわれる方式に変更されたといえる。

表1 ベトナムにおける博士課程に関する訓練規則の比較

大学院訓練規則（2000年）	博士課程訓練規則（2009年）
<p>【①設置認可】 カリキュラムの作成、教員、インフラ等の条件を満たした訓練機関（大学および科学研究院）に対し、<u>首相の決定による設置認可。</u></p> <p>【②学生募集】 規定なし。</p> <p>【③指導教官・論文の主題等の決定】 ・<u>教育訓練大臣による、研究生の承認。</u> ・部門により論文の主題が確定されるとともに、指導教官が提案され、訓練機関長により決定。 ・<u>訓練機関長による、決定した指導教官について教育訓練省に対する報告。</u></p> <p>【④博士論文の評価と審査】 (a)<u>部門級論文評価</u>（部門レベル） 訓練機関長が、論文評価委員会を設置。評価を踏まえ、教育訓練省に国家級論文審査の要請書を送付。 (b)<u>国家級論文審査</u>（国家レベル） 教育訓練大臣により、国家級論文審査委員会が設置。委員会により論文が審査され、合格の場合、委員会は教育訓練省に対して博士号の承認と授与の建議。</p> <p>【⑤博士学位授与】 国家級論文審査委員会の建議を踏まえ、<u>教育訓練大臣による博士号の研究生への授与。</u></p>	<p>【①設置認可】 カリキュラムの作成、教員やインフラ等の条件を満たした訓練機関（大学および科学研究院）に対し、<u>教育訓練大臣の決定による設置認可。</u></p> <p>【②学生募集】 ・教育訓練省に対する学生募集計画および受験結果の報告。受験の具体的な規定は訓練機関長による。</p> <p>【③指導教官・論文の主題等の決定】 <u>訓練機関長による、研究生、論文の主題、指導教官についての決定と承認。</u></p> <p>【④博士論文の評価と審査】 (a)<u>組織級論文評価</u>（科・部門レベル） 組織長の建議を受けて、訓練機関長が組織級論文評価委員会を設置。論文の評価。 (b)<u>機関級論文評価</u>（大学レベル） 組織長の建議を受けて、訓練機関長が機関級論文評価委員会を設置。委員会による口頭試問のうえ、評価。合格の場合、訓練機関長に対して博士号の承認と授与の建議。</p> <p>【⑤博士学位授与】 機関級論文評価委員会の建議を踏まえ、<u>訓練機関長による博士号の研究生への授与。</u></p>

（出典）「大学院訓練規則」（2000年）および「博士課程訓練規則」（2009年）より、筆者作成。

そして3点目は、博士学位の授与主体が、国家（教育訓練大臣）から大学（学長）へと変化したことである。こうした変化から、学位授与の主体は最終的な博士論文の審査主体とも関連していると考えられ、大学だけで博士論文の審査がおこなえるように規定されたことと関連して、学位の授与が大学の権限として認められるようになったといえる。ただし、表1には記していないものの特に重要な点として指摘しておきたいことは、「博士課程訓練規則」（2009年）では、国家が大学に博士論文の審査権を委譲したことに對になって、教育訓練大臣は、必要と

判断した場合には博士論文の質が一定以上に保たれているかどうか検査するために「博士論文検定委員会」を組織すると規定されたことである（第41条）。これについては、その年に提出された博士論文のうち、少なくとも30%が検定の対象となると規定される点で（第40条）、国家は博士論文の質保証にあたり大学に対して事後的に関与する仕組みを築いている。

以上、学位授与制度の変容に焦点を絞り、大学における自律性拡大の状況を明らかにしてきた。ここで実態について触れておくと、2009年以降、上記の権限が規則の通りに学長に委譲された従来型大学がある一方で、博士課程を提供していながら依然として学位授与権は教育訓練大臣に属している大学も存在している⁽³⁾。このように、実態としては必ずしも法規が規定の通りに運用されているわけではなく、多様な様相を呈しているといえるだろう。

次節では、ベトナムの高等教育において最も高度な自律性を有するとされる国家大学の状況について検討する。

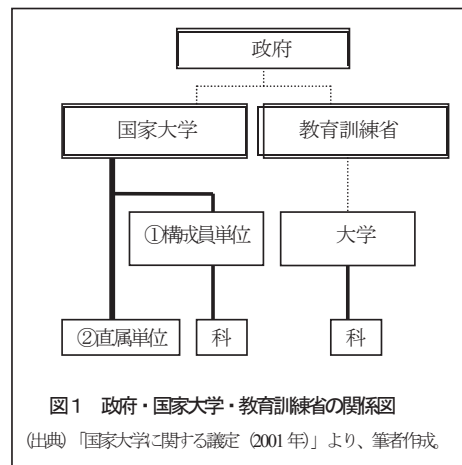
3. 国家大学の特質と学位授与制度

国家大学は、ベトナム高等教育における教育と研究の中心として、既存の有力な大学を再編・統合することにより、まずは1993年にハノイに設立された。また、1995年にはホーチミン市にも同様の方式で国家大学が設置されている。政府はこれらの国家大学に対し、2001年に「国家大学に関する議定」のなかで法人格を与えると同時に、研究をはじめとした諸活動における高度の自律性を付与することを決定した(Chinh phu, 2001)。

国家大学の構造上の特質は、政府に所管され、複数の「①構成員単位（以下、構成員大学）」と「②直属単位」を有する大学連合⁽⁴⁾としての性格を持つ点にある。そこで、国家大学と政府、教育訓練省、およびそれに所管される大学との行政上の位置関係を示した(図1)。図1に示されるように、政府との関係に着目すると、国家大学総長（以下、総長）が政府首相によって任命される点で、国家大学と教育訓練省は同等として位置づけられ、また、国家大学に属する構成員大学と教育訓練省に所管される大学は同格とみなすことができる。以上のような国家大学の特質を踏まえ、国家大学における学位授与制度について検討しよう。

「国家大学に関する議定」（2001年）を通じて国家大学の権限が規定されたのと同じ年に、教育訓練省は第24号決定「国家大学総長に対する博士学位授与権の委譲に関する決定」を打ち出し、総長に対して主として次の3つの権限を付与することを決定した。すなわち、「研究生の承認」、「国家級論文審査委員会の設置」、および「学位の承認と授与」である(Bo giao duc va dao tao, 2001)。こうした決定を通じて、国家大学では従来存在してきた大学に先行するように、学位授与をめぐる一連の権限が付与されることとなった。

続いて、ハノイ国家大学を事例に現状の学位授与制度について、表1で取り上げた項目を踏



まえつつ「ハノイ国家大学博士課程訓練規則」（2011年）を手がかりに確認しよう。まず、博士課程の設置認可については、構成員大学における課程の設置には教育訓練大臣の決定を必要とするが、直属単位での設置は総長の決定によるものとされ、教育訓練省を介する必要がないとされる。また、研究生の承認については明示された規定はないものの、研究生の名簿作成にあたっての決定は総長の権限となっている。さらに、博士論文の審査は従来型の大学と同様に2段階の過程で実施され、それぞれ「組織級論文審査」および「国家大学級論文審査」となっている。つまり、構成員大学か直属単位かを問わず、「科・部門」のレベルで審査がおこなわれた後は、国家大学のレベルで総長が招聘した論文審査委員会によって審査がおこなわれるということである。そして、最終的に博士学位を授与する主体は総長である（Dai hoc quoc gia Ha Noi, 2011）。ただし、従来型の大学とは異なり、国家大学における博士論文の質を事後的にチェックするための「博士論文検定委員会」は、教育訓練大臣ではなく総長によって組織される。

なお、ホーチミン市国家大学では学位授与に関する状況がハノイ国家大学とは多少異なることに留意が必要である。ホーチミン市国家大学での聞き取りによれば、同大学でも学位授与に至る諸権限が教育訓練省から独立しているのはハノイ国家大学と共通しているが、ホーチミン市国家大学の権限の所在のうちハノイ国家大学とそのあり方が異なるのは、2012年現在で研究生の承認が構成員大学の学長の権限となっていることに加えて、2013年には学位授与権が総長から構成員大学の学長に委譲されることであるという⁽⁵⁾。

4. 考察

これまでの議論を踏まえ、従来型の大学と国家大学を中心に学位授与制度の変容のあり方をまとめると、それぞれ次のようになるだろう。

従来型の大学では、2009年以前は研究生の承認、最終的な博士論文の審査、および論文の審査結果を踏まえた博士学位の授与が国家（教育訓練省）の権限とされていた点で、学位授与の体制として1976年の第224号決定で規定された国家による強力な関与体制との連続性が確認できる。しかし、2009年の教育訓練省第10号通達を受けて、これらの権限は大学に属するものと規定された。このことから、2000年代を通じて、大学全体の自律性、とりわけ研究をはじめとした学術的な要素に関する権限が拡大するなか、学位授与をめぐる重要な権限についても大学へと委譲されたことが明らかになった。ただし、そうした権限の下方委譲と対になって、博士論文の質保証については事後的に国家が関与する体制が築かれている。

一方、ベトナム高等教育における教育と研究の中心として設立された国家大学では、こうした国家からの学位授与をめぐる権限の委譲は従来の大学に先行して、既に2001年に生じていたことが明らかになった。しかし、そうした権限の委譲が先行した大学類型であることにもまして、現在国家大学では、博士論文の質を事後的にチェックする「博士論文検定委員会」を組織することも総長の権限として規定される点で、従来型の大学と比較して学術領域における国家のいっそう大きな信頼が置かれているといえる。こうした国家大学の学術領域における信頼の大きさはまた、直属単位における大学院教育課程設置が総長の決定によってなされることにも表れている。これらのことから、国家大学では、大学院教育課程の設置をはじめとして、研究

生の承認・論文の審査および検定、そして学位授与の過程に至るまで、国家から一定程度の距離を置きつつ、大学自身の裁量で自律的に大学院教育を実施することが可能となっている。

以上の議論から、ベトナム高等教育における学位授与制度の動態は、当初予想したように、国家が博士学位授与権を掌握する制度から、大学院を設置する大学全体に学位授与権が付与される制度へと大きく変動したといえることができる。言い換えると、研究をはじめとして学術に関連する諸権限が大学に与えられるなかで、2009年以降、大学の根幹をなすともいえる学位授与権が大学自身に付与されることを通じて、社会主義国ベトナムにおいて大学が主として国家的要請のもとで教育をおこなっていた機関から、大学自身の裁量のもとで研究を実施すると同時に学位を授与することができる、よりアカデミックな機関として位置づけられつつある。

ただし、こうした動きをミクロにみれば、従来型の大学では学位授与に関する権限を国家から与えられる代わりに、博士論文の質の検定として国家による一定の関与を受けねばならない一方で、国家大学では、学術・研究領域において国家の高い信頼のもと国家とは一定程度の距離を置いて運営がなされる。これに加えて、実態として従来型の大学類型の内部に着目すれば、従来型大学ではすべての大学で学位授与が学長の権限とされているわけではない。このように、学位授与をめぐる国家と大学の関係は、全体としては大学の自律性拡大という点に収斂しているものの、詳細にみれば一様に変化しているのではなく、実験的・高度学術的類型としての国家大学がより国家から乖離しつつ、大学類型によって多様化してきているのである。

おわりに

本稿では、1976年に大学院教育制度が整備されて以降のベトナムにおける博士学位授与制度の動態を、大学の自律性の拡大過程として明らかにしてきた。ベトナムが1976年に導入した大学院教育制度は、旧ソ連におけるそれと同様に、国家的関与が強く、また「教育と研究の分離」体制のもと、学位取得につながる大学院教育課程は大学に加えて科学研究院にも開かれているものであった。そして、体制移行に伴い大学と科学研究院間における連携の強化が求められているものの、現在も科学研究院において大学院教育が実施されていることは、ベトナム大学院教育の特徴であると同時に、従来の体制との連続性を示している。

しかしこうしたなかで、ベトナムは、大学における「教育と研究の統合」を目指しつつあることも確認された。とりわけそれは、「大学条例」を中心とした法規の分析を通じて明らかにしたように、強い国家的要請のもとでの研究から、大学の質的向上のための研究へと、その位置づけが大きく変容したことから明らかである。また、研究の志向性が変化するのに連動して、2009年以降、博士学位授与権やそれをめぐる権限の所在についても、国家に属するものから大学に属するものへと権限の下方委譲が生じていることが明らかになった。このようにベトナムでは、2000年代を通じて、とりわけ学術領域における自律性が拡大するのに伴って、大学が国家的要請に応じる教育機関から、研究をおこない博士学位授与権を有したよりアカデミックな機関へとその位置づけが大きく変動しつつあるといえる。ただし、そうした変動はすべての大学で一様というわけではなく、国家からより乖離して自らの学術領域を保持する国家大学と、大学の自主権が国家から付与されつつも、一定の国家的関与を受けねばならないとする従来型

の大学とで分化がみられるように、大学類型により多様化してきている状況が明らかになった。

本稿では、主として政策や法規を手がかりにベトナムにおける博士学位授与制度のありようを探ってきた。本稿で明らかにしたように、学位授与権は大学の権限とみなされるようになったが、学位が科学研究院においても授与される点で、それは大学「固有」の権限とは言い難い。ベトナムにおける大学院教育制度および学位授与制度を全面的に明らかにするには、こうした科学研究院も含めた大学院教育のより実態に即した調査をおこなう必要がある。また、高等教育システム全体とも関わる課題として、本稿の分析により国家大学は国家の信頼のもとで独自の学術領域を保持していることが明らかになったが、その内部構造をみると、ハノイ国家大学では学位授与権が依然として総長にある一方で、ホーチミン市国家大学では総長から構成員大学の学長へと学位授与権が下方委譲されつつある。こうした国家大学間の相違および国家大学内部の原理を明らかにし、国家大学をベトナム高等教育システムのなかにより正確に位置づける必要がある。以上の2点を今後の課題としたい。

【付記】

本研究は、「公益財団法人 松下幸之助記念財団」による平成24年度の研究助成を受けた成果の一部である。

【引用文献】

<日本語文献>

川野辺敏『ソビエト教育の構造』新読書社、1978年。

グエン・ティエン・ダット&スローパー、デイヴィット「大学院教育と大学教員の職階」大塚豊監訳『変革期ベトナムの大学』東信堂、1998年、127-142頁。

吉川裕美子「学位と大学—5カ国比較研究報告の大要—」大学評価・学位授与機構編『学位と大学 イギリス・フランス・ドイツ・アメリカ・日本の比較研究報告』大学評価・学位授与機構、2010年、3-10頁。

<外国語文献>

Bo giao duc va dao tao. “Quyét dinh cua bo giao duc va dao tao ve Quy che dao tao sau dai hoc.” 2000. (大学院訓練規則)

Bo giao duc va dao tao. “Quyét dinh ve viec uy quyén cho giam doc Dai hoc quoc gia cap bang tien si.” 2001. (国家大学総長に対する博士学位授与権の委譲に関する決定)

Bo giao duc va dao tao. “Thong tu ban hanh ve Quy che dao tao trinh do tien sy.” 2009. (博士課程訓練規則)

Chinh phu cong hoa xa hoi chu nghia Viet Nam. “Quyét dinh cua chinh phu ve viec dao tao tren dai hoc o nuoc”.1976. (国内における大学院教育に関する決定)

Chinh phu cong hoa xa hoi chu nghia Viet Nam. “Quyét dinh cua hoi dong chinh phu ve viec giao nhiem vu cho cac truong dai hoc va vien nghiem cuu dao tao can bo tren dai hoc.” 1980. (各大学および研究院に対する大学院の幹部訓練任務の委譲に関する決定)

- Chinh Phu cong hoa xa hoi chu nghia Viet Nam. “Nghì dinh cua chinh phu ve Dai hoc quoc gia.” 2001. (国家大学に関する政府議定)
- Chinh phu cong hoa xa hoi chu nghia Viet Nam. “Dieu le trung dai hoc.” 2003. (大学条例)
- Chinh phu cong hoa xa hoi chu nghia Viet Nam. “Dieu le trung dai hoc.” 2010. (大学条例)
- Chu tich Hoi dong Bo trung. “Quyêt dinh ve viec to chuc lai mang luai cac co quan nghien cuu khoa hoc va phat trine cong nghe.” 1992. (科学研究と技術開発組織のネットワーク再編成に関する決定)
- Dai hoc quoc gia Ha Noi. “Quy che dao tao sau dai hoc o Dai hoc quoc gia Ha Noi.” 2011. (ハノイ国家大学博士課程訓練規則)
- Nguyen Duy Hung. *Luât giao duc dai hoc*. Ha Noi: Nha xuất bản chính trị quốc gia-su that, 2012. (高等教育法)
- Harman, Grant, Le Thi Bich Ngoc. “The Research Role of Vietnam’s Universities.” In Harman, Grant, Hayden, Martin & Pham Thanh Nghi(eds.). *Reforming Higher Education in Vietnam: Challenges and Priorities*. Dordrecht: Springer, 2010, pp.87-102.
- Phan Van Kha, Nguyen Anh Dung. *Vien khoa hoc giao duc Viet Nam 50 nam xay dung va phat trien 1961-2011*. Ha Noi: Vien khoa hoc giao duc Viet Nam, 2011. (1961-2011 : ベトナム教育科学院の確立と発展の50年史)
- The World Bank. *Vietnam: Higher education and skills for growth*. Washington, DC: The World Bank, 2008.
- Tran Ngoc Ca, Nguyen Vo Hung. *The evolving role of academic institutions in the knowledge economy: The case of Vietnam*. Lund, Sweden: Research Policy Institute, Lund University, 2008.

[注] (URLは9月2日最終アクセス)

- (1) 例えば、国立大学の法人化を経営面における大学の自律性の拡大としてみると、わが国では2004年に生じているし、社会主義国でも中国では1998年、後述するようにベトナムでも国家大学の法人化が2001年に生じており、共通の改革動向として捉えられる。
- (2) 教育訓練省資料統計より (<http://www.moet.gov.vn/?page=11.10&view=3544>)。
- (3) 2012年11月22日、ホーチミン市師範大学大学院局副局長グエン・ドゥク・クェット氏への聞き取りより。
- (4) 例えばハノイ国家大学の組織構造についてみると、①直属単位として国際学部や医学部が、②構成員単位としては外国語大学や教育大学等が存在している。
- (5) 2012年11月21日、ホーチミン市国家大学社会・人文科学大学ベトナム学科長グエン・バン・フエ氏への聞き取りより。

(比較教育政策学講座 博士後期課程1回生)

(受稿2012年9月3日、改稿2012年10月31日、受理2012年12月27日)

**Dynamics of Changes in Doctoral Degree Conferred System in
Vietnamese Higher Education:
A Process of Expanding University Autonomy**

SEKIGUCHI Youhei

This paper aims at clarifying how the system of doctoral degree conferred has been changed since graduate school system was established in Vietnam in 1976, with special emphasis on exploring university autonomy, and particularly considering the changes in relationship between the state and university. This paper analyses important official documents and regulations about university autonomy and graduate school. Relating to graduate school and doctoral degree system, this paper finds out following points; First, the graduate school system established in 1976 was under very strong control of the state and university was regarded as an institution only for providing training without conferring doctoral degree. Second, university autonomy has expanded gradually in 2000's and the right of conferring doctoral degree as well as the freedom of research has been given to universities especially since 2009. Third, the national university system of Vietnam (Dai Hoc Quoc Gia) established in 1993 does not only take lead off other universities in autonomy but also retains its academic territory far from the state. In the light of these points, it is concluded that universities in Vietnam have been autonomous and academic as a whole than before. However, the relationship between the state and university seems to be polarized by the difference between two national universities and other ordinary ones. The former have sacred academic territory under the state's trust, while other universities are still under the fairly strong control of the state.